

No.	項目	質問	回答
その他			
1 1	—	崇仁保育所の保護者から、移管を受ける意向の有無について回答を求められたが、回答する必要があるのか。	<p>崇仁保育所の保護者からの問合せに対して、いかなる接触も控えていただきますようお願いします。</p> <p>募集要項本編「7 移管先候補者の選定等」の「(3) 移管先候補者の選定等の公表」において、申請者名等については、移管先候補者の選定後に公表することとしており、それ以前には申請者名等を公表しないことで、審査の公平性を確保しているところですが、本件問合せに回答することはこの趣旨に反しますので、適切ではないと認められます。</p> <p>以上の趣旨については、本市から崇仁保育所の保護者にも丁寧に説明し、応募法人が本件問合せに回答しないことで、保護者との信頼関係構築に支障を生じないよう、万全を期してまいります。</p>